

第 8 回検討委員会	
資料 2	H17.12.10

ごみ処理の基本的な考え方について 2

第 7 回検討委員会が出された意見

- ・ごみは「資源」であると考えて、分別によって資源化を進めていくという方針が必要である。
- ・排出されるごみは、極力資源化を行い、資源化できないものを「燃やさなくてはならないごみ」とする。
- ・「ごみ処理システム」という言い方ではなく、ごみという表現を外して「処理システム」という表記とする。
- ・資源化をどの程度するなどの議論はこの後の議論となる。中間提言では、目指していることとして、「処理システムを構築していく」とすれば納得できるのではないか。
- ・「ごみ処理システムの構築を目指す」は「ごみの適正処理」とする。
- ・「自区内処理を前提とした」は「資源物は自区内でなくてもよいことを前提とする」「中間処理、最終処分場の自区内を前提とした資源化の処理システム」「次世代の環境維持、限りなく低減する」といった文章とする。
- ・リユース、リデュース、リサイクルは日本語で書き、括弧内をカタカナとする。
- ・住民、事業者、行政、委託者などに課された役割を監視するシステムを確立しなければ、循環型社会の構築とはいえない。

修正後のごみ処理の基本的な考え方

< ごみ処理の基本的な考え方 >

ごみ処理にあたっては、大きな目的である環境負荷を低減するとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要と考えています。

そこで、検討委員会では、環境負荷を低減し、将来に負の遺産を持ち越さず、持続可能な循環型社会を構築することを目指し、この実現に向けた処理システムを構築するための基本的な考え方を示します。

基本方針

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を前提とした適正処理システムの構築

適正処理の前段部分である発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）を推進し（3Rとされています）処理しなければならない中間処理量や最終処分量の削減を図ることが重要です。

この達成に向け、本組合ではごみを資源物と考え、分別等により資源化を行うことが望ましく、その中でどうしても資源化できないものを「燃やさなくてはならないごみ」と位置づけます。

自区内処理を目指した適正処理システムの構築

本組合から発生するごみ（資源物）については、資源化処理を含む中間処理から最終処分までを自区内において処理することを目指すことが重要です。

ただし、資源物の流通については、容器包装リサイクル法に基づく資源化の場合、流通経路を組合では決めることができないため、自区内のみで資源化が出来ない可能性があることを付記します。

環境負荷を低減する適正処理システムの構築

処理システムの構築に向けては、次世代に負の遺産を残さないために、環境への負荷を極力抑えた方式を選択することが重要です。

環境への負荷と同様に、安全性、経済性にも配慮し、整備する次期の環境施設が地域住民に受け入れられる施設とする必要があります。

< 参考 >

第7回検討委員会（11/21）時のごみ処理の基本的な考え方

ごみ処理の基本的な考え方

塩谷広域行政組合におけるごみ処理にあたっては、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要です。

そこで、本組合では、環境負荷低減を目指した循環型社会を構築することを目指し、この実現に向けた処理システムを構築します。

基本方針

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を前提としたごみ処理システムを構築します。

< 解説 >

適正処理の前段部分であるリデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）を推進し、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

自区内処理を前提としたごみ処理システムを構築します。

< 解説 >

組合内から発生するごみについては、資源化を含む中間処理から最終処分までを自区内において処理することを目指します。

環境負荷を低減するごみ処理システムを構築します。

< 解説 >

ごみ処理システムの構築に向けては、環境への負荷を極力抑えた方式を選択します。